

函館地方裁判所委員会（第12回）及び函館家庭裁判所委員会（第12回）議事概要
(函館地方・家庭裁判所委員会事務局)

1 日時

平成20年6月6日(金)午後3時00分～午後5時15分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者(敬称略)

(地裁委員) 岡嶋一夫, 富樫絹子, 橋田恭一, 宮腰優子, 山本直樹, 嶋田敬昌

(家裁委員) 阿知波健一, 板橋栄治, 大西正光, 紺井ちえ子, 下中修子, 田村伊知朗,
森越清彦, 岡田龍太郎

(兼務委員) 高橋孝一, 石井修治, 上垣猛

(地裁事務局) 事務局長小才度富健, 刑事首席書記官遠藤清典, 刑事訟廷管理官山田勉,
総務課課長補佐工藤憲一

(家裁事務局) 事務局長加藤豊, 首席家裁調査官齋藤眞, 総務課長紺野陽一, 総務課庶務
係長福田裕子

4 議題

(1) 裁判員を辞退しようとする人に対する対応の在り方について

(2) 少年事件の被害者に対する対応の在り方について

5 机上配布資料

(1) 進行次第

(2) 着席図

(3) 資料1～4号(裁判員制度に関するもの)

(4) 新聞記事写し

(5) パンフレット「裁判員制度ナビゲーション」

(6) パンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」

(7) レジюме「少年事件の被害者に対する対応の在り方について」

(8) 司法の窓(第72号)

6 議事

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 裁判員を辞退しようとする人に対する対応の在り方について

(事務局から説明した。)

(委員)

裁判員裁判への参加意欲が低いのは, 函館の「人任せ」「楽観的」「他力本願」という風土が影響していると思う。絶対にやりたくないという人もいるが,

裁判員裁判に参加することは仕方ない、というのが本音だと思う。

(委員)

先日、裁判員制度について学習する機会があったが、身近な問題ではないと感じている方が多いように思う。参加したくないと考えている訳ではないが、積極的に研究しようとする訳でもない方が多いと思う。

(委員)

公共性のあるものに参加する意識が高くないのではないか。

(委員)

意識調査の結果を見ると、全国的にも不安と感じている項目を、函館管内の方も不安と感じている。「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」と回答した数が多いのは、宣伝不足ではなく、健康な感覚が反映された結果だと思う。

(委員)

民度の低さが原因ではないか。選挙の投票率が低いのもその現れである。

(委員)

函館では、割と知り合いが多いことを危惧している方が多いのではないか。また、「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」という項目が上位にあるが、専門家である裁判官と民間人である裁判員と、それぞれの役割で意見を言えばよいということをもっと周知してはどうか。

(委員)

景気が低迷し、生活保護世帯・母子家庭世帯が多く、生活に追われているために、裁判員制度に関わるのが大変だということが原因ではないか。配布資料の「裁判員制度ナビゲーション」は分かりやすいので、この内容がしっかり伝わっていくと、何とかやっていけるとあまり重荷に感じずにやってもらえるのではないか。

(委員)

もっと分かりやすい資料を作成してはどうか。

(委員)

既に始まっている司法制度改革の浸透状況を振り返ると、何となくなじんでいる。裁判員制度も、始まってみると、なじんでくるのではないか。アンケート結果で心配する必要はない。

(委員)

日本人の考え方で、いざ始まると、それなりに対応してくれると思う。大学進学率が低いので、ディベートをしたことがない人がいるのではないか。

(委員)

210人のアンケートでは少ない。

不安になる報道が増えているので、何がプラスになるかを説明してはどうか。パンフレットは、できるだけ短く、読みやすくする。意外に頼むと裁判員をやってもらえると思う。

(委員)

函館は30万人都市という割りには、知り合いが多い。身の安全に危険を感じるなどリスクがあるから、参加意欲が低いのではないか。

(委員)

知り合いについては、辞退できることを宣伝した方がいいのではないか。

(委員)

わかりやすい裁判への意識改革ができたのが、最大の成果ではないか。「裁判員制度ナビゲーション」を各戸に配る機会があってもよいのではないか。

(委員)

デメリット部分を解消していくのではなく、裁判員になるメリットを前面に出して広報していったらどうか。

(委員)

裁判員の体験談を知らせていってはどうか。

(委員)

メリットを言っても、反対論にあうのではないか。

(3) 少年事件の被害者に対する対応の在り方について

(事務局から説明した。)

(委員)

被害者にとっては、良い方向にいったのではないか。市民感情としては、加害者の人権が守られすぎて、被害者の人権がないがしろにされていると感じている。

(委員)

少年審判においては、基本的に被害者の傍聴同席は少年審判手続の理念に相容れないものであり、バランスを求めることはできないと考えている。また、加害者の人権だけが尊重されてきたとは到底思えないし、そこと被害者の人権の尊重とは違うと考える。両立をしなければならないが、どこの場面で両立させるか良く考えなければならない。

(委員)

審判とは、罪体にかかわる判断をする。被害者の被害感情を罪体部分に、有罪か無罪かというところに押し込んできていると感じる。被害者の被害感情が強いほど、適正な罪体の判断を狂わせてしまうように感じる。被害者の立場を大事にすることと少年事件をどうするかをまぜこぜにして制度化していると、危惧を感じている。

(委員)

裁判官として申し上げると、裁判員裁判等でも、被害者感情等を法廷で述べてもらうことはあるが、犯人であるかの判断に使うとか、殺意があったかどうかの判断に使うという議論は全くしていないし、裁判官から裁判員に十分に区別してほしいと求めることになる。

(委員)

裁判所は、例えば審判外で家裁調査官が被害者から意見を聞くなどして、手続的保障を拡大する方策を検討すべきではないか。

(4) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、11月21日(金)午後3時からとすることによる
しいか。

(異議なし)

(5) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので私から提案させていただくが、「裁判所における安全
対策及び来庁者に対する接遇について」というテーマを取り上げることとした
いが、よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をい
ただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆
様の御協力に厚くお礼申し上げます。

(6) 閉会宣言 (総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市町会連合会副会長	岡 嶋 一 夫
日本放送協会函館放送局放送部長	佐 戸 賢 一（家裁委員兼務）
北海道新聞函館支社報道部長	高 橋 孝 一（家裁委員兼務）
函館市女性会議会長	富 樫 絹 子
函館市教育委員会教育委員	橋 田 恭 一
函館地方法人会女性部会副部会長	宮 腰 優 子
函館司法書士会所属司法書士	山 本 直 樹

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋 田 敬 昌
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	石 井 修 治（家裁委員兼務）
------------	-----------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	上 垣 猛（家裁委員兼務）
函館地方裁判所裁判官	吉 戒 純 一

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市社会福祉協議会総務部総務課長

阿知波 健 一

函館渡辺病院精神神経科医長

板 橋 栄 治

函館市中学校長会事務局長（函館市立深堀中学校校長）

大 西 正 光

函館調停協会理事

紺 井 ちえ子

日本放送協会函館放送局放送部長

佐 戸 賢 一（地裁委員兼務）

函館市市民部男女共同参画課長

下 中 修 子

北海道新聞函館支社報道部長

高 橋 孝 一（地裁委員兼務）

北海道教育大学教授

田 村 伊知朗

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士

森 越 清 彦

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官

石 井 修 治（地裁委員兼務）

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長

上 垣 猛（地裁委員兼務）

函館家庭裁判所裁判官

岡 田 龍太郎